

# 「2025 年度 若手学会員のための実践・研究」 の申請を 6 月 16 日（月） まで延長しました。 若手会員はぜひご応募ください。

- ◎ 若手学会員の実践・研究を促進するための奨励制度です。
- ◎ 研究期間は 2 年間です
- ◎ 研究奨励金は 1 件につき 20 万円です。
- ◎ 研究成果を研究終了後の学会で発表し、学会誌に投稿していただきます。
- ◎ 申請書はホームページからダウンロードできます。
- ◎ 申請後、選考委員会で審査を行い、通知いたします。
- ◎ ご不明な点は、学会事務局へお問い合わせください。

学会事務局：東京都文京区本郷 2-17-13

(有) エム・シー・ミューズ内

TEL：03-3812-3603

FAX：03-3812-0376

E-mail：info@byochi.org

## 日本病院・地域精神医学会における若手学会員のための 実践・研究奨励賞および奨励給付金に関する規程

- 第 1 条 日本病院・地域精神医学会は、若手学会員に対して実践・研究活動の促進・向上を図るために、奨励賞および奨励給付の規程を設ける。
- 第 2 条 本規程の対象は、本学会員であり、満 40 歳未満の個人および満 40 歳未満の者を半数以上とする研究グループとする。
- 第 3 条 所定の書式による実践・研究活動奨励給付金申請書および所定の選考手続きを経て選考された実践・研究活動に対し、本学会は 1 件 20 万円の奨励金給付を行う。給付対象になる実践・研究は、各年度において 2 件以内とする。
- 第 4 条 選考され奨励金給付を受けた実践・研究活動の期間は、本規程上では 2 年間とする。奨励金給付を受けた者またはグループは、給付を受けた日から 2 年以内に研究を終了し、その成果を学会総会で発表し学会誌に投稿しなければならない。
- 第 5 条 第 3 条にかかる選考手続きは選考委員会が行う。選考委員は 5 名とする。各選考委員による審査結果が出たあとに、選考会議を行い選考する。その選考結果をもって決定とし、選考委員長はその結果を応募者に通知し、理事会で報告する。
- 第 6 条 奨励金給付申請については、所定の書式 (1) により、学会長宛に学会事務局が行うものとする。申請期間は毎年、4 月 1 日から 5 月 30 日までとする。
- 第 7 条 奨励金の給付を受けた者またはグループは、給付から 2 年を超えた時点で、所定の書式 (2) により支出報告を行わなければならない。
- 第 8 条 本規程は、2017 年 1 月 1 日から発効する。この規程の改廃は、理事会の審議を経て総会において行う。

以上

細則 2020 年 5 月 24 日一部改正 2023 年 4 月 9 日一部改正 2024 年 11 月 30 日一部改正